

第7回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和6年4月1日（月）午前11時
- 2 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 3 議 案 第10号議案 令和5年度啓発事業報告及び令和6年度啓発事業計画（案）について
第11号議案 令和6年6月、9月及び12月選挙人名簿登録日の変更について
第12号議案 足立区選挙管理委員会規程の一部改正（案）について
- 4 報 告 報告第12号 令和6年度選挙管理委員会事務局の体制について
報告第13号 会議等の日程について
- 5 その他

第10号議案 令和5年度啓発事業報告及び令和6年度啓発事業計画（案）について
資料2～4ページ

第11号議案 令和6年6月、9月及び12月選挙人名簿登録日の変更について
資料5～6ページ

第12号議案 足立区選挙管理委員会規程の一部改正（案）について
資料7～9ページ

報告第12号 令和6年度選挙管理委員会事務局の体制について
資料10ページ

報告第13号 会議等の日程について
資料11～12ページ

令和5年度 啓発事業報告

月	日	内 容
4月	1日、2日	・千本桜まつり（舎人公園）
	26日	・新有権者へ若年層向け啓発冊子「UP」を送付
5月	8日	・足立区議会議員・足立区長選挙街頭啓発（竹ノ塚駅、アリオ西新井、北千住駅）
	10日	・あだち広報発行（足立区議会議員・足立区長選挙特集記事）
	21日	・足立区議会議員・足立区長選挙執行
6月		・出前授業（14日・16日・20日足立高校、23日亀田小学校）
7月	中旬	・明るい選挙ポスターコンクールの募集開始
		・出前授業（3日足立学園高校）
		・職場体験（4日～6日蒲原中学校）
8月	20日	・花畑地域学習センターにて選挙啓発イベント実施
		・インターンシップ（24日～30日文教大学）
9月	14日	・明るい選挙ポスターコンクール審査会（東京芸術センター天空劇場）
		応募者数467名（小学生80名・中学生356名・高校生31名）
	14日	・選挙四季第176号発行
		・出前授業（26日栗島中学校、26日入谷中学校、28日加賀中学校）
		・職場体験（12日～14日第十三中学校、26日鹿浜菜の花中学校、
		27日～28日第十一中学校）
10月		・出前授業（3日鹿浜菜の花中学校、3日竹の塚中学校、5日青井中学校）
11月	2日	・東京都明るい選挙推進大会（府中の森芸術劇場）
	11日、12日	・文教大学華又祭にて選挙啓発イベント実施
		・職場体験（27日～28日第五中学校、29日～30日西新井中学校）
12月	14日	・足立区・荒川区合同 明るい選挙推進セミナー（東京芸術センター天空劇場）
		・出前授業（15日第一中学校）
1月	15日	・ポスターコンクール表彰式（西新井センター）
	26日	・選挙四季第177号発行
		・出前授業（17日栗原小学校（都選管主催）、18日足立西高校）
2月		・明るい選挙ポスターコンクール入選作品展
		1日～12日アリオ西新井、14日～22日足立区役所
		・出前授業（7日足立特別支援学校、19日江北高校、28日第一中学校）

※ 12/15、2/19、2/28は中央大学主権者教育サークル「Vote at Chuo!!」と共催

令和5年度出前授業等実施結果

足立区選挙管理委員会主催分

種別	実施日	時間	学校名	学年	受講人数	備考
出前授業 (講話)	6月14日、16日、20日	※	足立高校	2年生	112名	※15分の講話を4回実施
出前授業 (講話、模擬選挙)	6月23日	10:45～12:20	亀田小学校	6年生	142名	
出前授業 (講話)	7月3日	9:50～10:45	足立学園高校	3年生	190名	
物品貸出	7月14日	—	伊興中学校	—	—	投票箱、投票用紙記載台を貸し出し
出前授業 (講話)	9月26日	13:30～14:00	栗島中学校	1年生	54名	
出前授業 (講話)	9月26日	13:25～13:30	入谷中学校	全校生徒	79名	
出前授業 (講話)	9月28日	13:30～14:00	加賀中学校	全校生徒	122名	
物品貸出	9月28日	—	花畑中学校	—	—	投票箱、投票用紙記載台を貸し出し
物品貸出	9月28日	—	第五中学校	—	—	投票箱、投票用紙記載台を貸し出し
出前授業 (講話)	10月3日	13:20～13:30	鹿浜菜の花中学校	全校生徒	475名	
出前授業 (講話)	10月3日	14:20～14:25	竹の塚中学校	全校生徒	106名	
物品貸出	10月3日	—	第一中学校	—	—	投票箱、投票用紙記載台を貸し出し
出前授業 (講話)	10月5日	14:30～14:35	青井中学校	全校生徒	90名	
出前授業 (講話、模擬選挙)	1月18日	10:40～12:30	足立西高校	2年生	176名	
出前授業 (生徒会選挙支援)	2月7日	10:30～12:30 13:15～15:00	足立特別支援学校	全校生徒	163名	

他団体主催分

実施主体	種別	実施日	時間	学校名	学年	受講人数
中央大学主権者教育サークル 「Vote at Chuo!!」	出前授業 (講話、模擬選挙)	12月15日	13:20～15:05	第一中学校	2年生	117名
東京都選挙管理委員会	出前授業 (講話、模擬選挙)	1月17日	10:40～12:15	栗原小学校	6年生	40名
中央大学主権者教育サークル 「Vote at Chuo!!」	出前授業 (講話、模擬選挙)	2月19日	14:20～15:10	江北高校	2年生	311名
中央大学主権者教育サークル 「Vote at Chuo!!」	出前授業 (講話、模擬選挙)	2月28日	10:40～12:30	第一中学校	3年生	119名

令和6年度 啓発事業計画（案）

月	日	内 容
4月	1日	・主権者教育推進員採用
	22日	・足立区明るい選挙推進委員委嘱式・前期セミナー
5月	上旬	・明るい選挙ポスターコンクール作品募集開始
6月	上旬	・新有権者へ若年層向け啓発冊子「UP」を発送
	10日	・あだち広報発行（東京都知事・東京都議会議員補欠選挙特集記事）
	下旬	・東京都知事・東京都議会議員補欠選挙街頭啓発
7月		・寄附禁止PR強化月間（7月～8月）
	7日	・東京都知事・東京都議会議員補欠選挙執行
8月		・選挙四季第178号発行
9月	上旬	・明るい選挙ポスターコンクール作品募集締切
	中旬	・明るい選挙ポスターコンクール審査会
11月	上旬	・東京都明るい選挙推進大会
	上旬	・明るい選挙推進委員後期セミナー
12月		・寄附禁止PR強化月間（12月～1月）
1月		・選挙四季第179号発行
	中旬	・明るい選挙ポスターコンクール表彰式
2月	上旬	・明るい選挙ポスターコンクール入選作品展
3月		・選挙四季第180号発行

※ 通年で区内学校等からの要望に応じ、出前授業や職場体験等を実施する。

令和 6 年 6 月、9 月及び 1 2 月選挙人名簿登録の日の変更について

選挙人名簿の定時登録は、公職選挙法第 22 条（登録）第 1 項の規定に基づき、3 月、6 月、9 月、1 2 月の 1 日現在（基準日）により、同日に登録しているところである。

しかし、本年 6 月 1 日、9 月 1 日及び 1 2 月 1 日が土曜日若しくは日曜日に当たる。

そのため登録日を、同条の「地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日」に当たる場合には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に選挙人名簿に登録しなければならない。」規定に基づき、それぞれ 1 日直後の休日以外の日に変更する。

変更後の登録日は、下表のとおりである

登録月	基準日	登録日	変更	直後の休日以外の日
6 月	1 日（土）	1 日（土）	⇒	3 日（月）
9 月	1 日（日）	1 日（日）	⇒	2 日（月）
1 2 月	1 日（日）	1 日（日）	⇒	2 日（月）

なお、公職選挙法施行令第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり登録を行う日を告示する。

【参考】○公職選挙法

（登録）

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第 270 条第 1 項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 省略

○公職選挙法施行令

（登録日等の告示）

第十四条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2 省略

別紙告示文（案）

足立区選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により令和6年6月1日、9月1日及び12月1日の各日現在における選挙人名簿の登録を行う日を、それぞれ次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により、告示する。

令和6年4月1日

足立区選挙管理委員会

登録月	登録を行う日
令和6年6月	同月3日
同年9月	同月2日
同年12月	同月2日

足立区選挙管理委員会規程の一部改正（案）について

下記のとおり足立区選挙管理委員会規程の一部を改正する。

1 改正概要

令和 6 年 4 月 1 日よりシステム標準化担当係長が新たに就任することに伴い、足立区選挙管理委員会規程の一部を改正する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 関連条文（足立区選挙管理委員会規程抜粋） （分掌事務）

第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

副参事（選挙事務改善担当）

（略）

管理係

（略）

選挙係

（略）

システム標準化担当係長

（1）選挙人名簿管理システムの標準システム移行に関すること。

足立区選挙管理委員会告示第 号

足立区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

足立区選挙管理委員会

第 21 条中に以下を追加する。

システム標準化担当係長

(1) 選挙人名簿管理システムの標準システム移行に関すること。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

足立区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示新旧対照表

改正前	改正後
○足立区選挙管理委員会規程 平成12年3月31日選挙管理委員会告示第13号 第1条から第20条（略） （分掌事務） 第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。 副参事（選挙事務改善担当） （略） 管理係 （略） 選挙係 （略） 第22条から第31条（略） 付 則 （略）	○足立区選挙管理委員会規程 平成12年3月31日選挙管理委員会告示第13号 第1条から第20条（略） （分掌事務） 第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。 副参事（選挙事務改善担当） （略） 管理係 （略） 選挙係 （略） システム標準化担当係長 <u>（1）選挙人名簿管理システムの標準システム移行に関すること。</u> 第22条から第31条（略） <u>付 則 （令和6年4月1日選管告示第 号）</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u>

令和6年度足立区選挙管理委員会事務局の体制

職 名	氏 名	主 な 担 当
事 務 局 長	鳥 山 高 章	事務局総括
管 理 係 長	久 保 文 雅	管理係事務全般
管 理 係 主 査	下 山 洋 史	従事者配置・立候補・開票所・委員会・予算及び決算
管 理 係 主 任	荻 和 隼 人	開票所・速報・啓発・郵便等投票・勤怠管理
同 上	三 原 晋	投票管理者及び立会人・従事者経費・選挙公報・会議室予約
管 理 係 係 員	木 村 雄 志	個人演説会・在外選挙人名簿・人材派遣・委員報酬
選 挙 係 長	松 田 直 剛	選挙係事務全般
選 挙 係 主 査	齋 藤 雅 大	期日前投票所・他自治体への不在者投票発送
選 挙 係 主 任	松 島 幸 平	選挙人名簿調製・選挙人名簿管理システム・投票所入場整理券
選 挙 係 係 員	山 田 大 輔	当日投票所・選挙物品調整・投票事務処理要領
同 上	阿 部 光 太 朗	ポスター掲示場・個人請求・選挙特報・綾瀬倉庫管理
同 上	柳 澤 剛 志	選挙人名簿調製・法11条事務・指定施設・投票所入場整理券
システム標準化 担 当 係 長	高 城 直 人	選挙人名簿管理システムの標準化対応
事 務 補 助	山 川 佐 和 樹	庶務
主権者教育推進員	山 田 勝 之	主権者教育、啓発

報告第13号 会議等の日程について

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
4月1日(月)	午前10時45分	職員辞令交付式	選挙管理委員会室	全委員
	午前11時	第7回定例会		
4月3日(水)	午後2時 (午後1時15分集合)	全選連東京支部会計監査	墨田区役所12階 123会議室	委員長
4月13日(土)	午後2時	足立区戦没者・東京大空襲犠牲者合同 追悼式	庁舎ホール	全委員
4月15日(月)	午後1時30分	第8回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月17日(水)	午後3時 (午後1時40分集合)	特選連委員長会	中野区産業振興センター	委員長
4月22日(月)	午後2時	足立区明るい選挙推進委員委嘱式・前 期セミナー	庁舎ホール	全委員
4月23日(火)	午前11時 (午前9時20分集合)	東京都知事選挙委員長会議	東京都議会議事堂1階 都民ホール	委員長
4月24日(水)	午後2時 (午後0時50分集合)	特選連通常総会	赤坂区民ホール	全委員
5月1日(水)	午前10時	第9回定例会	選挙管理委員会室 または1203会議室	全委員
	午後2時	全選連東京支部定期総会	東京自治会館	委員長
5月10日(金)	午後2時	東京都議会議員補欠選挙立候補予定者 説明会	1203会議室	全委員
5月15日(水)	午前10時	第10回定例会	選挙管理委員会室 または1202会議室	全委員
5月30日(木)	午前10時30分 (午前9時10分集合)	全選連理事会・定期総会	文京シビックホール	全委員
5月31日(金)	午前10時 (午前8時30分集合)	全選連選挙事務研究会	銀座プロッサム	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。

報告第13号 会議等の日程について

月日（曜日）	時 間	事 項	会 場	出席者
6月3日（月）	午前10時	第11回定例会	1202会議室	全委員
6月17日（月）	午前10時	第12回定例会	1202会議室	全委員
6月19日（水）	午前10時	第1回臨時会 （【都知事】選挙人名簿選挙時登録）	選挙管理委員長室	全委員
6月20日（木）	午後6時	第2回臨時会 （【都知事】氏名等揭示順序のくじ）	1202会議室	全委員
6月27日（木）	午前10時	第3回臨時会 （【都議補】選挙人名簿選挙時登録）	選挙管理委員長室	全委員
6月28日（金）	午前8時30分 （午前8時集合）	【都議補】立候補届出受付	庁舎ホール	全委員
	午後6時	第4回臨時会 （【都議補】氏名等揭示・選挙公報掲載順序のくじ）	1203会議室	
7月1日（月）	午前9時	第13回定例会	1203会議室	全委員
	午前10時	開票班長等打ち合わせ会	庁舎ホール	
	午後1時30分	投票管理者・主任・副主任打ち合わせ会		
7月4日（木）	午後6時	第5回臨時会 （開票（選挙）立会人選任のくじ）	1203会議室	全委員
7月7日（日）	午後8時50分	開票（選挙会）	総合スポーツセンター	全委員
7月10日（水）	午後1時30分	区内警察署挨拶回り	4警察署	委員長
7月16日（火）	午前10時	第14回定例会	1203会議室	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。

2024 年 3 月 22 日

足立区選挙管理委員長

芦川武雄 殿

足立区議会議員 おぐら修平

足立区議会議員 へんみ圭二

足立区議会議員 富田けんたろう

その他足立区議会議員 有志

古野委員の拙速な失職手続きを行わないよう求める緊急要望

足立区選挙管理委員会（区選管）が「足立区選挙管理委員の資格について」と題したリリースを令和 6 年 3 月 4 日に公表しました。この文章は令和 5 年 12 月 25 日に就任した古野香織委員の資格要件について区選挙管理委員会事務局（区選管事務局）の誤った法解釈並びに不適切な事務処理を謝罪する内容です。

足立区議会議員有志は区選管が公表したリリースの検証を進めた結果、区選管が行っている古野委員の資格要件の確認と失職手続きについて、以下の点について重大な瑕疵があると考えます。

① 法解釈について

・地方自治法では選挙管理委員の資格として、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」（地方自治法第 74 条）もしくは「選挙権を有する者」（地方自治法第 182 条）としており、居住地域が限定されていない。なお、区長が任命する教育長と教育委員の資格は「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 章第 4 条）としている。

・平成 12 年に施行された地方分権一括法は地方公共団体に独自の法令解釈権を認めている。また、解釈や運用に関する省庁からの通知・行政実例はあくまで「技術的助言」にすぎず、地方公共団体への法的拘束力はない。

② 足立区選挙管理委員会について

・総務省自治行政局行政課第一係長が令和 6 年 2 月 16 日に送付したメールでは「その職を失い、その選挙権の有無は選挙管理委員会がこれを決定することとされており、委員の失職は当該決定の時と解することが妥当」としている。しかし、選挙管理委員会では失職の決定を行っていないにもかかわらず、古野香織委員が失職するとの方向で発表し、誤った報道を誘発した。



2024 年 3 月 22 日

・3 月 4 日のリリース「足立区選挙管理委員の資格について」に 2 月 16 日の総務省からのメールで書かれていない記述が複数存在している。

③ 区長部局について

・同じく 2 月 16 日に区選管事務局から総務省に送付したメールでは「近藤足立区長からお電話にてお願いさせていただきました」とあり、選挙管理委員の資格要件について区長が直接問い合わせていることから、地方自治法第 180 条の 4 で定める権限を越えているものと思料。

経緯（「足立区選挙管理委員の資格について」に基づいて作成）

令和 5 年 11 月 21 日（火）	区議からの問い合わせで、区選管事務局職員が東京都選挙管理委員会事務局（都選管事務局）に資格要件について問い合わせたところ、住所を有する必要がないと電話で回答があった。なお後程、「足立区選挙管理委員の資格について」では、この電話照会を区職員の「思い込み」としている。 区選管は問い合わせを行った区議に対し、「住所を有する必要がない」と回答した。区議は区選管の回答に基づき、古野香織氏に就任を後日打診。2 週間後、古野氏は承諾した。
12 月 20 日（水）	区議会で選挙管理委員選挙を実施
12 月 25 日（月）	古野香織氏、選挙管理委員に就任
令和 6 年 1 月 24 日（水）	他自治体の選管事務局や議会事務局から問い合わせがあり、区の見解を伝えた。また、都選管事務局から「区内に住所を有することが必要である」との見解があると聞いたが、この時点で区選管事務局は疑義を持たなかった →都選管事務局はどのような法的根拠を示したのかを明示していない。
1 月 31 日（水）	区選管事務局係長が都選管事務局に改めて電話照会したところ、「選挙管理委員会には当該所管する選挙の選挙権（区内に住所を有すること）が必要である」との回答があった。さらに令和 5 年 11 月 21 日の問い合わせ記録は存在しないとの回答があった。 →なぜ、区選管は電話照会のみで終わらせたのか。文面で問い合わせるべきではなかったのか。
2 月 16 日（金）	「足立区選挙管理委員の資格について」によれば、総務省の担当係長に疑義照会をした結果、「自治体で定める選挙権とは、その属する自治体の議会の議員及び長の選挙権と解する。よって、失職となる」と回答があったとしている。 ① 地方自治法では「<u>普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者</u>」（第 74 条）、「選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、

普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」
(第 182 条) とある。しかし、選挙管理委員会と同様の行政委員会である教育委員会を構成する教育長と教育委員の条件を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 章第 4 条」にある「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者」とある。

【参考】

・地方自治法第 74 条「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。」

・同第 182 条「選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 章第 4 条「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」

② 地方分権一括法では地方公共団体に独自の法令解释权が認められている。総務省の解釈や運用に関する省庁からの通知・行政実例はあくまで「技術的助言」にすぎず、法的拘束力はない。

③ 総務省の担当係長からのメールでは「その属する自治

体の議会の議員及び長の選挙権と解する」としているが、その法的根拠が示されていない。

④ 2月27日に区選管事務局が公表した「資料1 選挙管理委員の資格要件及び失職について（事案概要）」には、『「選挙権を有しなくなったとき」とは、当選当時から選挙権を有しない者であった場合も含まれると解するべきであるとの回答を得た』との記載があるが、総務省からの回答メールにはそのような記載はない。

⑤ 「足立区選挙管理委員の資格について」の「資料3 これまでの主な経緯」では2月16日部分に「自治法で定める選挙権とは、その属する自治体の議会の議員及び長の選挙権と解する。よって、失職となる」とあるが、メールには総務省の見解が記載されているのみであり、「よって、失職となる」との文言はない。

【参考】

総務省からのメール（原文ママ）

・地方自治法第182条第1項の「選挙権」については、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権と解する。

・地方自治法第184条第1項では、選挙管理委員は、「選挙権を有しなくなったとき」に、その職を失い、その選挙権の有無は選挙管理委員会がこれを決定することとされており、委員の失職は、当該決定の時と解することが適当。

・地方自治法第182条第3項では、「委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する」とことと定めており、補充員によって補充すべきものと解する。

⑥ メール文面に、近藤区長から問い合わせた形跡が残っており、第180条の4で定めている首長の権限（総合調整権）を越えているものと思料。

	【参考】 区選管事務局から総務省へのメール（一部） 「先ほど、近藤足立区長からお電話にてお願いさせていただきました、地方自治法に関する疑義照会につきまして、以下の通りとなります。ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。」 【参考】 第 180 条の 4 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 ② 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
2 月 19 日（月）	選挙管理委員第 1 回打ち合わせ
2 月 27 日（火）	選挙管理委員第 2 回打ち合わせ
3 月 1 日（金）	第 5 回足立区選挙管理委員会定例会
3 月 4 日（月）	「選挙管理委員の資格について」公表

要求

足立区選挙管理委員会には以下要求を致します。

- ① 足立区選挙管理委員会が令和 6 年 3 月 4 日に公表した「足立区選挙管理委員の資格について」は事実と異なる記述が複数あり、故意に手を加えた疑いが強いと思料。国と自治体の法解釈が異なる際、本来、その解釈の是非は司法が判断するものであり、選挙管理委員会がその是非を決めるものではないことから、拙速に失職手続きを行わないよう求めます。
- ② 結果として、虚偽の公文書を作成した疑いがあるため、弁護士を交えて調査中であり、「足立区選挙管理委員の資格について」をどのような経緯で作成し、公表したのかを客観的証拠を示し、次回の選挙管理委員会定例会までに詳細な説明を求めます。

令和6年3月26日

足立区選挙管理委員会 様

足立区議会自由民主党

要 望 書

令和6年3月4日に足立区選挙管理委員会から工藤てつや議長宛に出された「選挙管理委員の資格について」と題した報告書の中の記載で「足立区選挙管理委員会を開催し失職の手続きを進める必要があります」とありますが、この件について下記の通り要望いたします。

記

本件で問題となっている選挙管理委員の被選挙権について、当該地方公共団体での居住要件が必要かどうか複数の法解釈が存在しています。本件の様に国と地方公共団体の法解釈が異なる場合、選挙管理委員の被選挙権について最終的な法的判断をできるのは司法（裁判所）のみであります。

本件は選挙管理委員の地位に関わる重大な事案であり、その判断は足立区選挙管理委員会に委ねられているものではありますが、公正公平な判断をすることができる様、足立区選挙管理委員会には地方分権一括法に定められている規定に則り手続きを進めるよう要望いたします。

以上

